

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百十九回 真正護憲論のあゆみ（その九）

南出喜久治（令和5年5月1日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告))

私の手元には昭和8年発行の『逐條帝國憲法講義』（松華堂）といふ文献があります。これは、法学博士清水澄（とほる）博士が著された名著であり、私が大日本帝国憲法を研究する嚆矢となつた基本文献の一つです。

私は、青年期に、石川県出身の弁護士表権七先生の法律事務所で事務員として働きながら司法試験をめざして合格しましたが、その合格祝ひとして表先生の蔵書の中から戴いたものです。それ以前から本格的に帝国憲法に関する研究をしてゐた私にとって、郷土の誇る偉人の書は、何よりも素晴らしい合格祝ひとしての贈り物でした。そして、この文献は、単に学術的に貴重であるといふ以上に、占領憲法無効論者として開眼した私にとって、その理論的出発点となつた聖典とも言ふべきものでした。

では、清水澄博士のことについて述べてみたいと思ひます。

清水澄博士は、明治元年金沢市に生まれ、東京帝国大学法科を卒業後、学習院大学教授となり、明治38年法学博士の学位取得され、宮内省、東宮御学問所の御用掛を拝命された。大正天皇、昭和天皇に御進講され、行政裁判所長官、枢密院顧問官を経て、敗戦後、最後の枢密院議長に任せられた憲法学者です。

しかし、このやうな輝かしい経歴から隔絶するかのやうに、清水澄博士は、昭和22年9月25日、熱海の錦が浦で投身自決されました。なぜ自決されたのか。これについては、饒舌を尽くして博士の死を論ふよりも、次に掲げる清水澄博士の遺書でご理解いただきたい。

自決ノ辞

新日本憲法ノ發布ニ先ダチ私擬憲法案ヲ公表シタル團体及個人アリタリ其中ニハ共和制ヲ採用スルコトヲ希望スルモノアリ或ハ戦争責任者トシテ今上陛下ノ退位ヲ主唱スル人アリ我國ノ將來ヲ考へ憂慮ノ至リニ堪ヘズ併シ小生微力ニシテ之ガ對策ナシ依テ自決シ幽界ヨリ我國體ヲ護持シ今上陛下ノ御在位ヲ祈願セント欲ス之小生ノ自決スル所以ナリ而シテ自決ノ方法トシテ水死ヲ択ビタルハ楚ノ名臣屈原ニ倣ヒタルナリ

元枢密院議長 八十翁 清 澄 法學博士

昭和二十二年五月 新憲法実施ノ日認ム

追言 小生昭和九年以後進講（宮内省御用係トシテ十数年一週ニ二回又ハ一回）シタルコト従テ龍顔ヲ拝シタルコト夥敷ヲ以テ陛下ノ平和愛好ノ御性質ヲ熟知セリ従テ戦争ヲ御賛成ナカリシコト明ナリ

斯くして清水澄博士は、帝国憲法に殉死されたのです。その当時、変節学者や保身学者が多い中で、唯一人帝国憲法に殉死された文人です。遺書にあるやうに、中国の戦国時代の楚という国の屈原が汨羅（べきら）の淵に投身自決した故事に倣ひ、熱海の錦ヶ浦で投身自決してその忠君愛国の至情を貫かれました。その名のとおり、澄んだ清き水が如く、その赤心には一点の曇りもありません。それゆゑに、この文人の殉死は、武人の殉死に勝るとも劣らない壯絶さがあります。

その昔、明治天皇の御崩御を契機として、乃木希典將軍は、大葬当日、静子夫人と共に殉死されました。そして、同じやうに、清水澄博士は、明治天皇の欽定にかかる帝国憲法が蹂躪されたことを契機として、清水澄博士は、正統憲法である帝国憲法に殉死されたのです。

明治天皇に殉死することと、帝国憲法に殉死することとは、いづれも國體を護持し皇室の藩屏たらんとする信念の発露です。殉死には、主君の魂と肉体が再生するときに、冥界から甦るための道案内を臣下が務めるためといふ目的があるとすれば、清水澄博士のご遺志は、まさに帝国憲法を復原するための道しるべを我々に示さんとすることにあると信じてゐます。

現行憲法をマッカーサー・コンステイチューションに過ぎないとして終始一貫して占領憲法の無効論を主張されてゐたジョージ・L・ウエスト博士が平成6年に来日された際、私はウエスト博士と9月24日に接する機会がありました。後に述べますが、この日は、清水澄博士が自決された日の前日であり、翌25日に私が錦ヶ浦で清水澄博士の慰靈と顕彰のために訪問する日程に合はせて戴いて、御殿場市でお会ひしたのです。

ウエスト博士は、神道研究家としても著名であり、我が國の國體や伝統に関する造詣には頗る深く、天皇陛下にお仕へしたい、と自己の真意を表明されてゐた方でもあります。もちろん、弁護士でもあるウエスト博士は、『憲法改悪の強要』（嵯峨野書院）など多くの著作もあり、占領憲法に関する研究もされており、光栄なことに、私が『日本国家構造論－自立再生への道－』（政界出版社）を上梓して占領憲法無効論を主張してゐることを知つてをられた。そして、来日の目的は、ご神意に基づき占領憲法無効論を日本において定着させることであるとされ、清水澄博士のご遺志は弁護士である私に引き継がれてゐるので安心して帰国できると話しておられた。しかし、それまでも、そしてそれからも、私は、占領憲法無効宣言運動を展開すべく努力してきましたが、未だその成果は充分ではなく、「小生微力ニシテ之ガ対策ナシ」という清水澄博士の無念は、それ以上に今私も痛切

に感じてゐます。ウエスト博士は、このとき私たち君が代を齊唱され、そして、「ラバウル小唄」は占領憲法無効論の応援歌であると明言されてその一番目の歌詞を三度繰り返して独唱されました。なぜ「ラバウル小唄」が占領憲法無効論の応援歌なのかについてその場ではお尋ねしなかつたので、今なおその理由は不明ですが、それ以来、私はこのラバウル小唄をそのやうな思ひで理解して口ずさんでゐます。

ところで、私の父方の郷里は、今の石川県加賀市であり、その縁もあつて金沢市の石川護国神社に参拝することが多いのですが、その折りには必ずその境内にある清水澄博士顕彰碑の前に佇み、占領憲法無効宣言運動を生涯かけて推進し続けることの決意を新たにします。東京の青山澄墓地には清水博士のお墓がありますが、清水博士を顕彰するものは、今のところ石川護国神社の顕彰碑しかありません。投身自決された熱海の錦ヶ浦には顕彰碑など清水澄博士を偲ぶものは全くないのです。しかし、清水澄博士のご命日である9月25日には、機会があれば毎年錦ヶ浦を訪れて清水博士のご冥福を祈りしつつ占領憲法無効論の普及にご助力をお願ひしてゐます。そのとき、いつもこの錦ヶ浦に見立てられた汨羅の淵とはどのやうなところかと想像しながら、三上卓の昭和維新の歌（青年日本の歌）を口ずさむ。そして、その歌ひ出しにある「汨羅の淵に波騒ぎ」のところは、これを歌ふとき、私にとつては屈原といふよりも清澄水博士のことを、しかも錦ヶ浦の波濤を常に強く想念します。

このやうに、清水澄博士の投身自決による殉死の意義の重さを思ふとき、今まで余りにもこの事実は無視され続けてきたことに憤りさへ覚えるのです。清水澄博士の学業を最も近い立場で知つてゐるはずの当時の憲法学者の殆どは、これを後世に伝へることすら怠つてゐます。否、むしろ積極的にこの事実を抹殺しやうとしてきたのです。皇運を扶翼すべき憲法学者の変節と保身を一命を賭して諫めやうとされた清水澄博士の殉死は、変節保身の輩にとつて自己の立場を維持するに不都合でさへあつたからです。

乃木將軍の殉死はその心を尊ぶ時代のものであつたのに対し、清水澄博士の殉死はそれを疎む世相のものであつたといふ大きな違ひがあるにせよ、明治天皇に殉死した乃木將軍をお祭りする乃木神社が東京と京都に二カ所あるのに、明治天皇の欽定にかかる帝国憲法に殉死した清水澄博士をお祭りする「清水澄神社」は一つもありません。現在において、東京裁判（極東国際軍事裁判）の無効性や近現代史の再評価については少しづつ議論されてきましたが、占領憲法の効力に関する議論については殆ど議論されてゐません。東京裁判の断行と占領憲法の制定がG H Qの占領政策における二大方針であつたにもかかはらず、一方のみを議論して他方を議論しないといふこの著しい不均衡を守り続けてゐるは、未だに我が国が占領政策から完全に脱却できていない証左であり、そのことが保守風味を撒き散らす似非保守どもの正体なのです。

それが「清水澄神社」の不存在と清水徹博士の顕彰がなされてゐないことに象徴されてゐると自覚すべきなのです。

東京裁判の無効性はもとより、最も重要なことである占領憲法の無効性を主張しない保守風味の者たちは、いかなる弁解をしやうとも、反日思想に毒されてゐることは明らかです。占領憲法の改正論者といふのは、占領憲法を憲法として容認することであり、その意味では、歴とした反日思想なのです。

今こそ我々日本国民は、国際情勢が風雲急を告げる現状において、我が国の眞の独立のために占領憲法無効宣言運動を一丸となつて展開すべき時が来たのではないでせうか。